

第9表 食に関する指導について

(1) 食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」の活用状況の割合

対象学校	授業で1度でも活用した学校	授業以外で1度でも活用した学校	課題や宿題として1度でも活用した学校
小学校	56.9%	34.6%	12.7%
公立特別支援学校(小学部)	12.9%	25.8%	0%
合計	55.3%	34.3%	12.2%

(2) 食に関する授業の実施状況の割合

内容 校種	担任だけで授業を実施した学校	担任と栄養教諭又は学校栄養職員のTTで授業を実施した学校	学校栄養職員が特別非常勤講師として授業を実施した学校	地域の食の専門家の協力を得て授業を実施した学校	地場産物の食材を活用した授業を実施した学校	地域の伝統料理や行事料理を活用した授業を実施した学校	生活科・家庭科以外で体験活動を行う授業を実施した学校	保護者が参加した食に関する指導の授業を実施した学校
小学校	67.9%	74.6%	22.0%	34.7%	60.5%	42.7%	71.7%	35.4%
中学校	48.7%	36.1%	12.6%	15.5%	48.9%	46.6%	28.4%	7.9%
義務教育学校	100%	100%	0%	100%	100%	100%	0%	100%
公立特別支援学校	55.3%	68.4%	5.3%	2.6%	36.8%	23.7%	60.5%	2.6%
夜間定時制高等学校	0%	33.3%	8.3%	16.7%	8.3%	0%	8.3%	0%
合計	60.9%	62.2%	18.5%	27.7%	55.8%	42.9%	57.4%	25.6%

(3) 食に関する指導推進のための体制作り状況の割合

	食に関する指導全体計画を作成してある学校	食に関する指導年間計画を作成してある学校	近隣の学校や地域の保健センター、公民館等との食に関する連絡協議会等がある学校
小学校	97.5%	86.4%	20.7%
中学校	95.3%	77.9%	10.8%
義務教育学校	100%	100%	0%
公立特別支援学校	92.1%	76.3%	3%
夜間定時制高等学校	33.3%	41.7%	25.0%
合計	96.0%	83.1%	17.1%

(注)

- 1 平成27年度活用状況である。
- 2 重複回答可である。
- 3 授業以外とは「給食時の指導」「保護者会」等での活用のことである。
- 4 食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」は、県教育委員会HPに掲載している。
- 5 地域の食の専門家とは、生産者、調理師、栄養士等である。
- 6 体験活動とは、農作物の栽培、食品の加工・調理等をさしている。